

# 県立都市公園指定管理者選考委員会

## 第1回委員会 会議録

### 1 日時

令和4年7月28日（木）14時から15時20分まで

### 2 会場

岩手県水産会館 5階 中会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

内田尚宏、吉田基、工藤健人、上澤和哉

#### (2) 事務局

岩手県県土整備部都市計画課

嵯峨総括課長、立花管理開発担当課長、藤村主任主査、山田主事

盛岡広域振興局土木部

県南広域振興局土木部花巻土木センター

### 4 委員長等の選任

委員の互選により、内田尚宏委員が委員長に就任

委員長職務代理者に、吉田基委員が指名

### 5 会議の公開

本日の会議を公開するかどうかについて委員会に諮った結果、公開することに決定

### 6 議事

(1) 県立都市公園指定管理者選考委員会について

(2) 指定管理者制度について

(3) 県立都市公園の概要について

(4) 県立都市公園指定管理者募集要項（案）について

(5) 今後のスケジュールについて

### 7 会議の内容

.....

議事（１）県立都市公園指定管理者選考委員会について

○ 事務局において資料１により説明

委員長：ただ今の説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

（委員から質問なし）

委員長：よろしいですか。

.....

議事（２）指定管理者制度について

及び議事（３）県立都市公園の概要について

○ 事務局において、資料２及び資料３により説明

委員長：結構細かいことが色々あります。分けますね。

最初に、（２）の指定管理者制度について、質問等、確認でもよろしいですが、何かございましたらお願いします。

（委員から質問なし）

委員長：制度が平成 15 年の地方自治法の改正で改正されたということで以前とは変わっている中ですが、何年かはやってきているところではありますから、これについては、知られているところではないかと思えます。

委員長：ないようであれば、次の（３）の県立都市公園の概要について、何か質問、確認等ございますか。

委員長：県立都市公園管理運営検討委員として経験されている方が多いので、前回と変わった点はないですか。

事務局：第 5 期以降に大きな施設整備等はありませんが、例えば、備品であったり、その中のさらに設備等については県で更新等もしておりますので、そういったことが主とを考えていただければと思います。

委員 2：特に、御所湖広域公園の管理、特にファミリーランド関連ですが、遊具の故障が毎度多いということを指定管理者から伺っておりますけれども、この指定管理者の期限のタイミングは、新たな予算で、もうちょっとしっかりと直すとか、そういうタイミングなのでしょうか。

事務局：指定管理の期間ごとに計画を定めるといった趣旨ではございません。施設の整備にあたりましては、いわゆる長寿命化計画という長期的な計画を策定して、その中で順番に行っていくこととなっております。今回の第 5 期から第 6 期の移り変わりの中で、何かそういった計画が新たに移り変わるというところではありませんが、県の都市計画課や広域振興局は、指定管理者から施設の老朽状況等についても聞いておりますので、順番に改修を進めていくという状況であります。

委員長：今の委員 2 からの質問は応募してくる業者としては大きいポイントだと思うのです。確かに運営評価の中で老朽化による不備や安全も含めての声が出ておりましたので、そこがどうなるのか質問が出るのかもしれないとはちょっと思いますが、その辺は今のような説明で答えていくということですね。はい。わかりました。

委員 3：県立都市公園の概要の 3 ページに指定管理対象外施設等という記述がありまして、こちらの二つ目に乗り物広場について書いてありますが、後段で説明があると思うのですけれども、資料 7 の管理等業務仕様書の 7 ページに乗り物広場について、どういうふうに管理をなさいと管理の仕方がうたわれています。これはどういうふうに考えればいいのか、指定管理対象外だけでも管理なさいよという仕様になっていると理解してよろしいのでしょうか。

事務局：乗り物広場についてですが、法律上の話をしますと、都市公園法の規定に基づく設置管理許可による施設でございます。設置管理許可については御指摘のとおり、指定管理施設ではございませんが、設置管理許可を受けた方が、創意工夫を凝らしながら公園運営を行っていただくための趣旨の制度となっております。乗り物広場については、設置管理許可を受けていただくことを、こちらの御所湖広域公園については募集要項の応募条件とさせていただいております、これについては募集要項の段であらためて御説明させていただきます。

委員長：他に何かございますでしょうか。よろしいですね。では次に進みます。

.....

議事（４）県立都市公園指定管理者募集要項（案）について

○ 事務局において、資料４から８により説明

委員長：膨大な量の説明ご苦労様でした。量も多く、３つの公園についての説明が入って来ますので、すぐに質問といっても難しいかもしれませんが、何かございましたら。

委員２：既存の管理者の皆様から要項に対しての改正等の要望というのは何かあがっているのでしょうか。

事務局：あくまで、現行の要項についてですが、現行の指定管理者の方から御意見等を伺っております。そちらについても県で中身等を精査した上で、必要なところは反映できるようにという形で、こちらの募集要項については今回検討させていただいたところとなっております。

委員２：５年前と比較して大きく変わったところはないですか。

事務局：大きく変わったところはないと、事務局としては考えております。あくまで法改正に伴って変わったところ、例えば先程の喫煙の関係であったり、今回のメインと捉えていただければよろしいと思います。

委員２：それに関連して、花巻広域公園の食堂運営の義務化ですが、おそらく、管理者は運営上かなり厳しくて、管理者としては食堂運営を辞めたいと思っているかもしれません。恐らくそうなんじゃないかと思います。ゴルフ場に食堂はつきものかもしれませんが、ちょっと目立つのでやらなければいけないというか、そこら辺の県としてどうしても食堂運営を行ってほしいという意図があるのでしょうか。利用者の利便性と考え、あつてほしい施設だとは思いますが、何か見解がありましたらお聞かせください。

事務局：スタートハウスの食堂につきましては委員２の御指摘のとおり、県といたしましてもゴルフ場を利用する方の施設として、どうしても確保してもらいたいところがございますので、募集要項にあげさせていただきました。方法としては他にも設置管理許可をすればあるかとも思うのですが、そういったところは、応募する方がいなければそれまでとなってしまいますので、今回は募集要項の中には残させていただいたところとなっております。

委員長：より競争といいますか、多くの希望者が募ってくれることを願うという視点もあるのかもしれませんが。

委員3：岩手県でも色々デジタルトランスフォーメーションが進んでいるかとは思いますが、こういった書類は今回、まだ紙ベースでやるのか、また、指定管理になった際の書類上のやりとりは紙ベースになるのでしょうか。

事務局：そちらについても一度事務局では検討させていただいたところございました。まず大元の申請書等についてもこちらで検討させていただいたのが今回の始まりではありましたが、こちらの申請書に添付する書類の問題がございまして、いわゆる法的な証明書等が添付になってくるものであります。そちらを電子データとして受けつけるべきかといったところもございまして、一旦揉んではみたのですが、今回は現存のルールに従って行っていくところとしておりました。

委員3：実際に管理する際にはまた変わってくるかもしれませんが、そこは今後の検討に期待します。

委員1：指定管理者の方から毎月業務の報告がある状況の中で何か懸案になっている事案がずっと続いていることはありませんか。

事務局：指定管理者から毎月業務報告をいただいているものとしては、主なところとしては利用料金、利用者についてです。項目としては各有料公園施設について、それぞれの項目の利用者数を各月ごとに報告いただけるようになっておりますので、こちらを各月ごとに前月、前年度に比べて、多い少ないといったところは確認できるようになっておりますし、園地も多いのでこの園地は好調だとか、この園地は中々難しいようだとか、そういったところは最低限把握できるように、既存の書類を活用させていただいております。

委員2：指定期間が新たに始まる今のタイミングしかないと思うので。今インフレが社会問題化しておりますが、既存の管理者さん以外の応募があるかもしれませんが、もし既存の管理者さんが再応募されるとして、指定管理料を上げてほしいというような強い要望はあるのでしょうか。

事務局：もちろん指定管理料だけではなく、既存の料金と仕様書自体という話があると思います。単純な指定管理料という話に加えまして、現行の仕様について実際どこまで県

として求める水準があるのかは、先ほども御説明させていただきましたが、現在庁内で料金については協議中でございますが、現行の関連する仕様も含めて調整することとして、県として書かせていただいたところであります。

委員2：毎回あがるテーマですが、これも社会問題だと思うのですが、熊等の鳥獣被害が年々毎日のように岩手県のものも含め全国ニュースになり、公園にも絡んでくると思っています。指定期間内の対応だと難しいと思いますので、このタイミングで設置側の県として、例えば、熊対策や、公園内で秋葉原のような事件がないとも限らないので防犯カメラなどのセキュリティ対策など、既存の施設、設備に加えて、予算の厳しい中大変な問題ではありますが、社会環境に対応した補足的な施設、設備を整備が完了した中ですけれども、公園に設ける議論にはならないのでしょうか。

事務局：県としまして、全体としての公園の整備は終了しておりますが、既存の施設について、先程の長寿命化と似た話ですが、更新等を行っております。それとセットで備品についてですが、大元は計画的に老朽化した備品を更新した上で、指定管理者の管理のために活用していただくところではありますが、実際、指定管理者が、例えば植栽管理のために草刈り機やブローワーが必要であるとか、防犯カメラ、監視カメラについても不法投棄対策も含めまして、備品等なるべく対応できないかなど、毎年指定管理者から業務報告という形でお話いただく中で、現行指定管理者が抱えている問題を都市計画課で確認させていただいておりますので、そういった備品の更新等の参考にするという形なるべく対応できるようにしているところではございました。

委員2：ありがとうございます。よろしく申し上げます。

委員長：募集要項に載せるとかではなくて、県立都市公園全体にかかる今後の考えるべきことというようなことでしょうかね。

委員2：今の今になってどんと言われるというのも難しいですからね。

委員長：確かに熊や、最近では猪の被害が増えてきて、その対策による経費は実際かかってくるようだと聞いておりますので、将来考えていくべき要素かなと思います。

委員長：私から一点ですが、応募する側から見た場合なのですが、修繕費についてです。資料4、2ページが一番上に「軽微な修繕等を行うこと」とあり、軽微というのは50万円以内だということが後の方でわかるのですが、応募する人にしてみると、やはり入ってくるお金に対し、どれくらいの管理費がかかるのだらうと採算的な事を考えると思

いますし、ここで軽微とは実はいくらなのか、ここで気になると思います。金額が決まっているのであれば、50万円が軽微かどうかは分かりませんが、ここで記載しても良いのではないのでしょうか。あえてここでは書いていないのですか。

事務局：仕様書の中で特記をするということで、例えばスタートハウスであったり乗り物広場も特記という形で、特出しして整理をしているところですが、読む方の順番もあると思いますので、それについては、事務局で書きぶりについては、一旦検討させていただきたいと思います。

委員長：他との募集要項を見ると金額をちゃんと書いていたりする場合もあるので。例えば、水道の場合、凍結等でとか、ここもあそこも、一か所20万円が何個もあると結構な金額になってしまうという場合も出てきたりするので、割と気になるところではあると思い、質問させていただきました。

委員3：資料4の10ページ、選考基準についてですが、どの公園もそうですけれども情報発信というのが非常に大事になってきているかと思ひまして、これはどこで読んだらいいのかなと思うと、第2次審査の利用促進のための計画とありますが、この辺で提案者が情報発信の方法をこういうふうにやりますよと提案した場合にはそれを評価すると考えてよろしいのでしょうか。

事務局：第2次審査についてはそのような認識で問題ございません。プレゼンテーションの中でどういった考え方で指定管理者が業務を行うのかについて委員の皆様には審査していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

委員長：それではよろしいでしょうか。

(委員から特になし)

委員長：それでは、私から申し上げました、軽微な修繕等に関する部分の表記についてどうするかという件。変えた方が良いのか、むしろマイナス要素になってしまうのか。委員の皆様としてはどう思われますか。詳しく読んでいけばわかることですが。

委員2：運営中の書類であって応募する際に出す書類ではないのですよね。

事務局：募集要項の中で指定管理者には維持修繕の仕方などを仕様書などで予めうたうという形になるので、わかり易さは重視していきたいと県としても考えております。

ただいじることが良いのか否かはありますので、委員長から御意見を求められたというところでもあります。

委員長：事務局で検討して、後は委員長に一任させていただくことでよろしければ、そのように進めたいと思います。

(委員から異議なし)

委員長：よろしいですね。

その他にも協議中のものもございました。そういったものも含めて、関連事項の整理を含めて委員長一任ということで、よろしいでしょうか。

(委員から異議なし)

委員長：それではそのように進めさせていただきます。

委員長：次に、その他については事務局で示しました、募集要項及び資料により次期の指定管理者を公募するというところでよろしいでしょうか。

(委員から異議なし)

委員長：異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

.....

議事 (5) 今後のスケジュールについて

○ 事務局の説明資料9により説明

委員長：ただ今の説明に対し、質問等ございましたらお願いします。

委員2：1次の書類審査はスケジュールでいうとどのような感じになるのでしょうか。

事務局：募集期間が締め切った後に、委員の皆様へ申請書を送りまして第2次審査までの間に1次審査を終了していただく形になっております。第2次、第1次をまとめて集計するのではなく、第1次の審査で点数については事前に事務局に集め集計しますので、



こちらのスケジュールについても事務局で別途調整をさせていただきまして、委員の皆様に変更御連絡を差し上げたいと思います。

委員長：それでは以上をもちまして、本日予定しておりました事項は終了いたしました。  
皆様の円滑な議事の進行への御協力、大変ありがとうございました。

.....

8 閉会

事務局より、次回の委員会について9月下旬を予定していることを伝達